

地域型保育給付費等の用途について

○子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抄）

（地域型保育給付費の支給）

第二十九条 市町村は、満三歳未満保育認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）から当該確認に係る地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。）に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

5 満三歳未満保育認定子どもが特定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けたときは、市町村は、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が当該特定地域型保育事業者に支払うべき当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用について、地域型保育給付費として当該教育・保育給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該教育・保育給付認定保護者に代わり、当該特定地域型保育事業者を支払うことができる。

※施設型給付費も同様の規定。

○自治体向けFAQ【第19.1版】 令和3年10月1日

No.	事項	問	答
407	用途制限の取扱い	施設型給付費や地域型保育給付費、委託費については、用途制限は設けられるのでしょうか。	新制度における施設型給付や地域型保育給付は個人給付（法定代理受領）であるため、用途制限はありません。ただし、私立保育所に係る委託費については、市町村からの委託に基づき、施設において保育を提供することに要する費用として支払われる性格であることにかんがみ、従前制度と同様に新制度施行後も、引き続き用途制限を設けることとしています。なお、施設型給付における処遇改善等加算は質の高い教育・保育を安定的に供給し長く働くことができる職場の構築を図るという加算の趣旨を踏まえ、確実に職員の賃金改善に充てるものとします。

小規模放課後児童クラブへの補助に係る大臣承認を必要としない 類型の追加について

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）とは

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）とは、児童福祉法第6条の3第2項において「放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」とされている。

支援の単位が10人未満の放課後児童クラブの運営費に係る補助について

放課後児童クラブでは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」において、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」とされている。

平成26年度までは、こどもの成長・発達において必要とされる社会性の育成が求められることや、こどもが他児との仲間関係を築くことができる一定の集団規模が適正と考えられることから年間平均利用児童数10名以上の放課後児童クラブを国庫補助の対象としていた。

一方、過疎地域等を抱える地方自治体から要件緩和を求められたこと等を踏まえ、

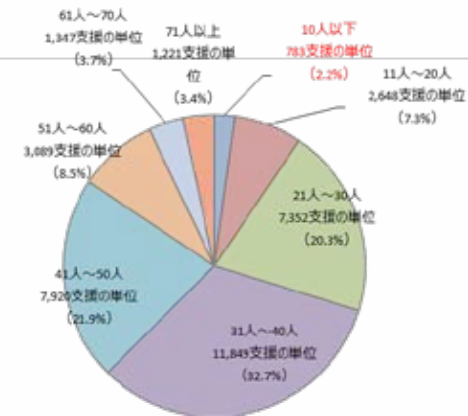
平成27年度より、対象としていなかった「一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位」について、

山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合、

この他、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣（令和5年度からはこども家庭庁長官）が認めた場合のいずれかの要件を満たした場合に、補助の対象とすることとした。

（参考）支援の単位別放課後児童クラブの実施状況

実施状況調査（令和4年5月1日現在：厚生労働省調べ）によると、10人以下の支援の単位は、783か所（全体の2.2%）である。



小規模放課後児童クラブへの補助に係る大臣承認を必要としない 類型の追加について

今般の分権提案の概要

山間地や漁業集落、へき地、離島以外にも、厚生労働大臣の承認が不要な10人未満の小規模放課後児童クラブの類型を追加すること。
(例) 都市近郊の農村地域、中山間地域、オールドニュータウン等



こども家庭庁の一次回答

こども家庭庁長官の承認を要しない類型の追加については、事務負担軽減等の観点やこれまでの事例の蓄積等も踏まえ、可能かどうか検討してまいりたい。

宅地建物取引業者の事業者名簿等の 閲覧制度に係る対象書類の簡素化について

国土交通省 不動産・建設経済局
令和5年7月

重点番号29：宅地建物取引業者の事業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化(国土交通省)

規制の趣旨・背景

宅地建物取引業の免許は、国土交通大臣免許と都道府県知事免許の2種類。
 本規定の趣旨は、国土交通大臣又は都道府県（免許行政庁）がそれぞれ免許した業者について、宅地建物取引業者名簿等を一般の閲覧に供することによって、宅建業者の事業の状態に関する情報を提供し、宅建業者と取引する相手方や取引の関係者が、当該宅建業者の免許の有無、事業規模等を把握し、適切な宅建業者を選定することができる措置を講ずることにある。

閲覧させる書類

66

1 業者名簿の記載事項

- 1 免許証番号及び免許の年月日
- 2 商号又は名称
- 3 役員及び政令で定める使用人の氏名(法人)
- 4 本人及び政令で定める使用人の氏名(個人)
- 5 事務所の名称及び所在地
- 6 前号の事務所ごとに置かれる専任の宅建士の氏名
- 7 認可宅建業者であるときは、その旨及び認可の年月日
- 8 行政処分に関する情報
- 9 他の事業の種類

2 免許申請書(以下、記載事項)

- 1 商号又は名称
- 2 役員及び政令で定める使用人の氏名(法人)
- 3 本人及び政令で定める使用人の氏名(個人)
- 4 事務所の名称及び所在地
- 5 前号の事務所ごとに置く専任の宅地建物取引士の氏名
- 6 他に事業を行っているときは、その事業の種類

3 免許申請書の添付書類

- 1 宅地建物取引業経歴書
- 2 欠格要件に該当しないことを誓約する書面
- 3 事務所ごとに必要数の専任の宅建士を備えていることを証する書面
- 4 申請者等が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
- 5 相談役、顧問及び実質的支配者の氏名又は名称、住所等(法人)
- 6 事務所を使用する権原に関する書面
- 7 事務所付近の地図及び事務所の写真
- 8 免許申請者、政令で定める使用人及び事務所ごとに置かれる専任の宅地建物取引士の略歴を記載した書面
- 9 直前一年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書(法人)
- 10 資産に関する調書(個人)
- 11 宅地建物取引業に従業する者の名簿
- 12 法人税(法人)、所得税(個人)の直前一年の各年度における納付済額等
- 13 登記事項証明書(法人)
- 14 法定代理人の登記事項証明書(法定代理人が法人である未成年者)
- 15 住民票の抄本(個人。ただし、住基ネットで本人確認ができない場合に限り)
- 16 その他必要と認める書類

一部項目は略記

デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し

デジタル臨時行政調査会での議論

法令に位置付けられた7項目の**アナログ規制**（**目視、定期検査・点検、実地監査、常駐・専任、対面講習、書面掲示、往訪問覧・縦覧**）について、政府全体で見直しに向けた取組を推進。

「**デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表**」決定（令和4年12月21日）
（9669条項全ての見直し方針及び工程表を策定）

主な見直し事項（宅建業法関係）

往訪問覧・縦覧


- 宅地建物取引業者名簿等の記載事項について、デジタルでの閲覧等を可能とするため、**公共の利益とプライバシー保護とのバランスが図られるよう、規制の趣旨・目的に照らした見直し**を行う。

デジタルでの閲覧を前提に、宅建業法に基づく閲覧対象事項の見直し・検討が必要

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）（抄）

（宅地建物取引業者名簿等の閲覧）

第十条 国土交通大臣又は都道府県知事は、国土交通省令の定めるところにより、宅地建物取引業者名簿並びに免許の申請及び前条の届出に係る書類又はこれらの写しを一般の閲覧に供しなければならない。

添付書類	主なプライバシー情報（役員等の氏名除く）
1 宅地建物取引業経歴書	
2 欠格要件に該当しないことを誓約する書面	
3 事務所ごとに必要数の専任の宅建士を備えていることを証する書面	
4 申請者等が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書	氏名（専任の宅建士）・本籍・生年月日
5 相談役、顧問及び実質的支配者の氏名又は名称、住所等【法人免許の場合】	住所・生年月日
6 事務所を使用する権原に関する書面	
 事務所付近の地図及び事務所の写真	
8 免許申請者、政令で定める使用人及び事務所ごとに置かれる専任の宅地建物取引士の略歴を記載した書面	氏名（専任の宅建士）住所・生年月日・電話番号
9 直前一年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書【法人免許の場合】	
10 資産に関する調書【個人免許の場合】	
11 宅地建物取引業に従業する者の名簿	氏名・生年月日・性別
12 法人税【法人免許の場合】又は所得税【個人免許の場合】の直前一年の各年度における納付済額等	
13 登記事項証明書【法人免許の場合】	
14 法定代理人の登記事項証明書（法定代理人が法人である未成年者）【個人免許の場合】	
15 住民票の抄本【個人免許の場合】	住所・生年月日
16 その他必要と認める書類（後見等登記事項証明書）	氏名（専任の宅建士）・本籍・生年月日

閲覧制度に係る対象書類の見直しについて

第一次回答

- 1 宅地建物取引業法に基づく業者名簿等の閲覧については、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和4年12月デジタル臨時行政調査会）において、閲覧のデジタル完結を基本とするための見直しを令和6年6月までに行うこととされている。
- 1 具体的には、「アナログ的規制のうちプライバシーへの配慮が必要と指摘される条項に関する見直しの基本的な方針」（デジタル臨時行政調査会事務局策定）に沿って、**アナログで閲覧できる情報と同じ情報をデジタルでも閲覧できるようにするという原則の下**、必要な情報を閲覧可能とすることによって得られる**公共の利益と個人のプライバシーの保護とのバランスを図るため、閲覧対象項目の見直しの検討を進めている**ところ。
- 1 提案の内容を踏まえ、上記方針に加え、**免許行政庁の事務負担の軽減や行政の効率化にも留意**しながら、業者名簿等の**閲覧制度に係る対象書類の簡素化・合理化について、検討を行う**。

現在の検討状況

国土交通省において、**有識者や業界団体等の意見を聴取しながら、検討を進めている**ところ。

（現時点で聴取した主なご意見）

- 免許行政庁における書類のPDF化等の事務負担を考慮し、**デジタルでの閲覧を可能とするべき書類は絞り込む必要がある**。併せて、免許申請手順のオンライン化など、**免許行政庁における事務処理のデジタル化を進めるべき**。
- 往訪による閲覧とデジタルでの閲覧では、全く異なる閲覧者を想定するべきであり、デジタルでの閲覧については、現状の閲覧所での閲覧と比べて、専任の宅地建物取引士等の**宅地建物取引業者の従業員のプライバシーの保護に懸念**がある。
- **消費者保護の観点から、宅地建物取引業者の財務に関する情報や営業実績、処分履歴といった情報が得られることは、引き続き重要**。こうした情報の**デジタルでの閲覧が可能となれば、不動産の取引の前に閲覧制度を利用する消費者は増える**のではないかと懸念がある。

閲覧対象となる書類の範囲について、**必要性の高いものに絞り込むなど、見直しを行う方向で検討中**。

行政手続申請者の利便性向上及び行政運営の効率化を図るため、国において、**都道府県による手続分も含めて、宅地建物取引業における免許申請等手続のオンライン化を推進するためのシステム環境整備を進めており、令和6年度より順次稼働予定。**

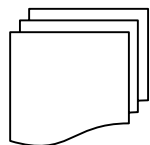
70

現状



申請者

宅地建物取引業
免許申請等



郵送・持参

書面申請



免許行政庁

(地方整備局等・都道府県)

宅地建物取引業免許
事務等処理システム

今後

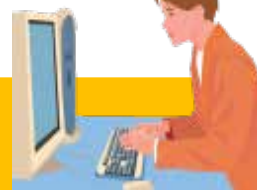


申請者

宅地建物取引業
免許申請等

インターネット

電子申請



免許行政庁

(地方整備局等・都道府県)

宅地建物取引業免許
事務等処理システム

夜間中学とは

1 夜間中学は戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒に、義務教育の機会を提供することを目的として設置された。

1 現在は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、本国や我が国で義務教育を修了していない外国籍の方など、様々な背景を持つ生徒の多様な学びを保障している。

関連法令：義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律
第4章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等
(就学の機会の提供等) 第14条
(協議会) 第15条

71

1 夜間中学も昼間の中学校と同じ、中学校()である。

- 公立の場合、授業料は無償である
- 週5日間の授業がある
- 教員免許を持っている先生が教える
- 全ての課程を修了すれば中学校卒業となる

() 制度上は国立、私立の夜間中学も存在し得るが、現存の夜間中学は全て公立である。

1 文部科学省は全都道府県・指定都市に少なくとも1つ設置されることを目指して設置・促進を行っている。

第204回国会 衆議院予算委員会 菅義偉内閣総理大臣答弁(令和3年1月25日)

引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学校が少なくとも1つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい

重点番号8:夜間中学における遠隔授業の導入に係る要件緩和(文部科学省)

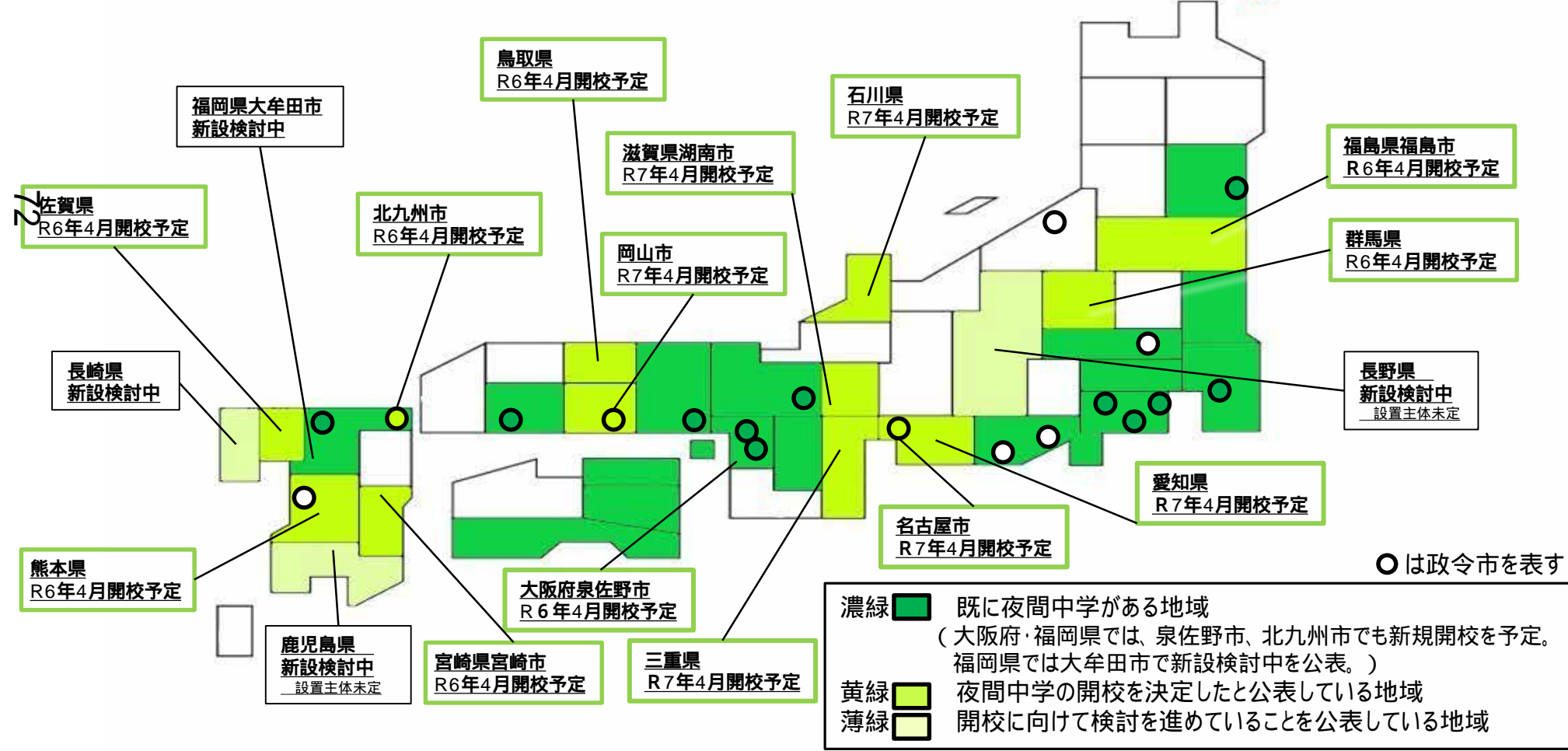
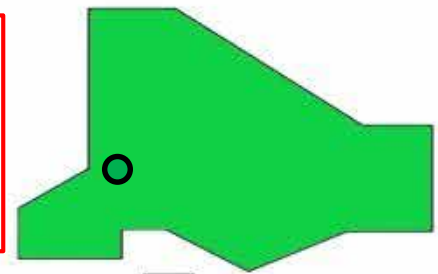
夜間中学の設置・検討状況

既設夜間中学一覧(令和5年4月時点) **23都道府県・指定都市に44校**

今後の設置予定

令和6年度 7都道府県・指定都市(福島県福島市、群馬県、大阪府泉佐野市、鳥取県、宮崎市、北九州市、佐賀県、熊本県)が設置予定であり、これを加えると、**30都道府県・指定都市に52校**

令和7年度 6都道府県・指定都市(石川県、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県湖南市、岡山市)が設置予定であり、これを加えると、**36都道府県・指定都市に58校**



夜間中学の設置・検討状況②

都道府県	設置主体	学校名
北海道	札幌市	星友館(せいゆうかん)中学校
宮城県	仙台市	南小泉(みなみこいずみ)中学校【令和5年4月開校】
茨城県	常総市	水海道(みつかいどう)中学校
埼玉県	川口市	芝西(しばにし)中学校陽春(ようしゅん)分校
千葉県	千葉市	真砂(まさご)中学校かがやき分校【令和5年4月開校】
	市川市	大洲(おおす)中学校
	松戸市	第一(だいいち)中学校みらい分校
73 東京都	墨田区	文花(ぶんか)中学校
	大田区	糺谷(こうじや)中学校
	世田谷区	三宿(みしゆく)中学校
	荒川区	第九(だいきゅう)中学校
	足立区	第四(だいよん)中学校
	葛飾区	双葉(ふたば)中学校
	江戸川区	小松川(こまつがわ)中学校
	八王子市	第五(だigo)中学校
神奈川県	横浜市	蒔田(まいた)中学校
	川崎市	西中原(にしなかはら)中学校
	相模原市	大野南(おおのみなみ)中学校分校
静岡県	静岡県	静岡県立ふじのくに中学校【令和5年4月開校】
京都府	京都市	洛友(らくゆう)中学校
大阪府	大阪市	天王寺(てんのうじ)中学校
		天満(てんま)中学校

都道府県	設置主体	学校名
大阪府	大阪市	文(ふみ)の里(さと)中学校
		東生野(ひがしいくの)中学校
	堺市	殿馬場(とのばば)中学校
	岸和田市	岸城(きしき)中学校
	豊中市	第四(だいよん)中学校
	守口市	さつき学園
	八尾市	八尾(やお)中学校
	東大阪市	布施(ふせ)中学校
		意岐部(おきべ)中学校
	兵庫県	神戸市
兵庫(ひょうご)中学校北分校		
姫路市		あかつき中学校【令和5年4月開校】
尼崎市	成良(せいりょう)中学校琴城(きんじょう)分校	
奈良県	奈良市	春日(かすが)中学校
	天理市	北(きた)中学校
	橿原市	畝傍(うねび)中学校
広島県	広島市	観音(かんおん)中学校
		二葉(ふたば)中学校
徳島県	徳島県	徳島県立しらさぎ中学校
香川県	三豊市	高瀬(たかせ)中学校
高知県	高知県	高知県立高知国際(こうちこくさい)中学校
福岡県	福岡市	福岡(ふくおか)きぼう中学校

色付き:教育機会確保法成立以降に設置された夜間中学

遠隔教育特例校について

遠隔教育特例校制度とは

学校教育法施行規則第77条の2等に基づき、**中学校等において、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして、一定の基準を満たしていると文部科学大臣が認める場合、受信側の教員が当該免許状を有していない状況でも、遠隔にて授業を行うことを可能とするもの。**

(令和元年8月21日に関係省令・告示を公布・施行)

予算措置なし

受信側の教員が当該教科の免許状を有している場合は、申請等を行う必要はなく、各学校の判断で実施可能

イメージ（英語を例とした場合）

英語の免許状を
保有していない
A中学校の教員

中学校の英語の免許状および
A中学校の教員としての
身分を有する者(兼務発令等)

B教諭

C教諭



遠隔授業

A中学校（受信側）

遠隔教育特例校

配信側については場所や
生徒の有無は問わない

対象学校種

- ・ 中学校
- ・ 義務教育学校後期課程
- ・ 中等教育学校前期課程
- ・ 特別支援学校中学部

指定の要件

中学校等において、**地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するために必要がある場合**であって、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして**文部科学大臣が定める下記基準（令和元年文部科学省告示第56号）を満たしていると認められる場合**

- ・ 当該授業が、文字、音声、静止画、動画等の情報を一体的に扱い、同時双方向で行われるもので、対面により行う授業に相当する教育効果を有するものであること
- ・ 遠隔で授業を行うことが、当該授業の内容や教科等の特質に照らして適切であること
- ・ 配信側の教員が、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員であること
- ・ 受信側の教室等に中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員が配置され、配信側の教員と十分に連携し、生徒の学習の状況の把握に特に意を用い、適切な指導を行うこと
- ・ 機器の故障により学習に支障を生じないよう適切な配慮がなされていること
- ・ 教科等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと
- ・ 授業の内容及び形態を踏まえ、教育上必要な配慮がなされていること

指定までの流れ

申請

審査・指定



希望する中学校等の
管理機関

都道府県の教育委員会又は知事を
經由して、申請書を提出
原則、毎年度、8/1～10/31



文部科学省

実施計画を審査し、基準を満たしている場合、
遠隔教育特例校に指定

夜間中学の設置促進・充実

令和5年度予算額 0.8億円
(前年度予算額 0.8億円)



背景

全国には義務教育未修了者が少なくとも約9.4万人、最終卒業学校が小学校の者が約80.4万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加（令和2年度は約20万人）。さらに、出入国管理法の改正により、外国人の数が増加。

義務教育を実質的に受ける機会がなかった方にとって、夜間中学がますます重要な役割を果たす。

(参考：夜間中学の設置状況)

令和2年度に1校、令和3年度に2校、令和4年度に4校新設され、令和4年4月時点で、全国15都道府県34市区に40校。そのうち2校は、不登校特例校を併設。

目的・目標

教育機会確保法等（ 1 ）に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、以下を進める。

（ 1 ）平成28年12月に「教育機会確保法」が成立。「第3期教育振興基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等で全都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学設置を目指すこととしている。

- ・ 都道府県、指定都市等における夜間中学の設置促進
- ・ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
- ・ 多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実

夜間中学のさらなる設置促進

夜間中学新設準備・運営支援（補助事業等） 62百万円

新設準備・運営支援

夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置、コーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費について、最大5年間措置。

広報活動

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。（文部科学省直接執行予算）

補助
割合

新設準備2年間：1／3 上限400万円
開設後3年間：1／3 上限250万円

補助
対象経費

諸謝金（報償費を含む。）、報酬、旅費、消耗品費、印刷製本費、図書購入費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、備品費、保険料、委託費

夜間中学の教育活動の充実

夜間中学における教育活動充実（委託事業） 13百万円

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備等の在り方を検証。

- ↳ ICTの活用等を含めた高齢者や外国人向けのカリキュラム開発
- ↳ 不登校経験者支援のための相談体制の整備
- ↳ 他市町村の夜間中学や域内の昼間の中学校、近隣の定時制高校との連携
- ↳ 効果的な学校行事や校外活動等の在り方
- ↳ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用 など

委託先

夜間中学を有する都道府県、政令指定都市、市町村

委託
対象経費

人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費（図書購入費を含む。）、会議費、通信運搬費、雑役務費（印刷製本費を含む。）、消費税相当額、一般管理費、再委託費

【関連施策】

- ▶ 不登校特例校の設置促進及び教育活動の充実
- ▶ 公立学校施設の整備
- ▶ 学びや生活に関する課題への対応のための教員配置
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業

- ▶ 日本語の指導を含むきめ細かな指導の充実（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）
- ▶ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進
- ▶ 外国人の子供の就学促進事業
- ▶ 多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）

遠隔授業の類型について

合同授業型

○ 児童生徒が **多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実**を図る。

教師 + 児童生徒



教師支援型

○ 児童生徒の **学習活動の質を高める**とともに、**教員の資質向上**を図る。

ALTや専門家等



教科・科目充実型

高等学校段階のみ

○ 生徒の多様な科目選択を可能とすることなどにより、**学習機会の充実**を図る。

当該教科の免許状を保有する教師



送信側



同時双方向

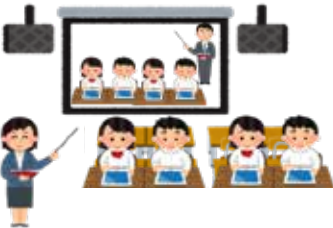


同時双方向



受信側

教師 + 児童生徒



教師 + 児童生徒



当該学校の教師（当該教科の免許状の有無は問わない）+ 生徒

